

4/3 五強

不正受給

厚勞省通知

厚生労働省は生活保護制度の利用に関して、適正な収入申告が行われなかつたとしても、やむを得ない事情があれば、不正受給として取り扱わない場合があるという考え方を3月30日付の通知で示しました。

## 生活保護 収入未申告でも



田村智子議員

**田村智子議員**

護費として支給します。そのため、生活保護世帯は収入を申告しなくてはなりません。2012年に厚生労働省は会計検査院の指摘も受けて、未申告の収入などは不正の範囲があつたかにかかわら

その収入を全額費用徴収する扱いとしました。そのため、申告義務を知らない高校生の未申告アルバイト等が税務調査で明らかになり、その収入の全額返還を求められることが相次いでいます。

しかし15年3月に横浜地裁は、同様のケースで申告しないことを持つて直ちに不正受給とするの

家庭環境も考慮

「世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境その他の事情によるもの、世帯主や世帯員において収入申告義務についての理解又は了知が極めて困難であり、結果として適正に収入申告がなさ

家庭環境も考慮

とは酷として費用徴収部分を取り消しました。不正の意図がないものまで「不正受給」とする運用について見直しが求められていました。

れなかつた」と、ついでに「やむを得ない場合があることも考へられる」とし、「不正受給の意思の有無の確認に当たっては、世帯主及び世帯員の病状や当該被保護世帯の家庭環境等も考慮する」として述べた。